

## 評議員及び役員の報酬ならびに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人津川モーター研究財団（以下「当法人」という）の定款第15条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費（旅費交通費を除く）をいう。

### (報酬)

第3条 当法人は、評議員及び役員に対し、評議員会または理事会等の会議に参加した時、会議1回の参加につき、1万円（手取額）の報酬を支払うことができる。

- 2 当法人の選考委員会規則第3条に規定する選考委員を兼務する評議員及び役員が選考委員会の会議に参加する場合は、前項の報酬は支給しない。

### (旅費交通費)

第4条 当法人は、役員に対し、職務の執行に伴う旅費交通費の実費相当額を支払うことができる。

### (費用)

第5条 当法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (支給の方法及び形態)

第6条 報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、振込又は金銭で支給する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、平成28年6月28日から施行する。